

# イギリスの2010年アカデミー法

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 田村 祐子

## 【目次】

はじめに

- I イギリスの公教育と「アカデミー」制度
  - 1 保守党サッチャー・メージャー政権による学校教育改革まで
  - 2 労働党ブレア政権
- II 2010年アカデミー法の制定と改正
  - 1 2010年アカデミー法の制定
  - 2 2010年アカデミー法の改正
- III 2010年アカデミー法の概要
  - 1 アカデミー協定（第1条～第2D条）
  - 2 アカデミーへの転換（第3条～第8条）
  - 3 その他の規定

おわりに

翻訳：2010年アカデミー法

## はじめに

イギリスの学校教育においては、2000年代初頭、労働党政権により、教育格差の是正を目的とする中等学校改革が開始された。地方当局（local authority）が設置し、公費により維持される初等中等学校（以下「公費維持学校」という。）<sup>(1)</sup>を、国から補助金を得て自律的に運営する教育機関である「アカデミー」へと転換する政策である（以下「アカデミー政策」という。）。2010年7月27日、保守党及び自由民主党の連立政権は、教育水準の向上を目的に制度の拡大を図り、アカデミーへの転換を幅広く認め、促進する「2010年アカデミー法」<sup>(2)</sup>を制定した。同法は、その後、2011年と2016年に改正されている。本稿では、アカデミー政策の変遷と、現行2010年アカデミー法の概要を紹介し、併せて全文を訳出する。

---

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2017年8月31日である。

(1) 学校を設置形態別にみると、公費により維持される公費維持学校（maintained school）と、公費補助を受けない私立学校（public school）（独立学校（independent school）とも称される。）に大別される。本稿で扱うアカデミーは、公営独立学校（publicly funded independent school）（Iの2（p.5）参照。）と称される。なお、中等教育段階に当たる公費維持学校を公費維持中等学校、初等教育段階に当たる公費維持学校を公費維持初等学校として、適宜区別する。文部科学省『諸外国の初等中等教育』（教育調査第150集）2016, pp.94-95.

(2) Academies Act 2010 (c.32) 〈<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/32/contents>〉同法の適用範囲はイングランド及びウェールズである。ウェールズに関しては、法律の実施に当たり必要な、施行規則や命令等の委任立法（statutory instrument）制定権限がウェールズ議会に委譲されているが、2017年8月31日現在、ウェールズにおいて委任立法は制定されていない。そのため、本稿ではイングランドについてのみ扱うこととし、イギリスと表記した場合もイングランドのことを指すものとする。

## I イギリスの公教育と「アカデミー」制度

### 1 保守党サッチャー・メージャー政権による学校教育改革まで

第二次大戦後のイギリスにおける学校教育は、「1944年教育法」<sup>(3)</sup>を基本法としてきた。同法は、地方当局が教育全体に責任を負うと規定しており、国として統一された全国共通カリキュラムは定められていなかった<sup>(4)</sup>。サッチャー(Margaret Thatcher)首相率いる保守党政権(1979-90年)は、学校の自律性と競争を重視する新自由主義的な公教育理念の下、「1988年教育改革法」<sup>(5)</sup>を制定した。同法は、全4部238か条及び13の附則から成る大部な法律であり、同法に基づき、全国共通カリキュラム<sup>(6)</sup>と全国統一テストが導入された。

また、サッチャー政権は、学区制を廃止して親が子どもを通わせる学校を自由に選択できるようにし、学校定員を引き上げて学校の予算は生徒数に応じて配分するようにした。さらに、学校間の競争を促進し、親が学校選択をする際の参考となるように、学校別の全国統一テストの結果を公表した。続くメージャー(John Major)保守党政権(1990-97年)も、サッチャー政権の方針を引き継ぎ、外部監査機関である教育水準局(Office for Standards in Education, Children's Services and Skills: Ofsted)を創設し、定期的に学校監査を実施することで学校に説明責任を課し、透明性向上を図るなど、教育改革を更に推し進めた。

### 2 労働党ブレア政権

1997年5月の総選挙に勝利したブレア(Tony Blair)労働党政権(1997-2007年)は、教育政策を最重要課題と位置付け、前政権の施策によって拡大したとされる教育格差の是正に取り組んだ。保守党政権の教育改革によって、学区制が廃止されたため、成績下位校は主に都市部の貧困地域に集中し、貧困家庭の子どもたちが、成績下位校に通って学業不振に陥り、教育格差が拡大したと指摘されていたためである<sup>(7)</sup>。労働党政権は、全国統一テストを継続し、全国共通カリキュラムを改定するなど保守党政権の政策の一部を維持しつつも、白書『学校に卓越さを(Excellence in Schools)』<sup>(8)</sup>の中で、少数にとっての卓越性よりも、多数に対して優れた質の教育を目指すと公約した。そして、保守党の掲げた市場原理の導入による学校間の競争よりも、親と学校、学校と地方当局、公的部門と民間などのパートナーシップに基づく教育の活性化を目指す姿勢を示した<sup>(9)</sup>。

その取組の1つとして、都市部の教育困難地域の教育水準の向上を目的として、教育に問題を抱える公費維持中等学校をアカデミーに転換する制度が導入された<sup>(10)</sup>。アカデミー

(3) Education Act 1944 (c.31) (<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/Geo6/7-8/31/contents>)

(4) 大田直子「イギリスの教育改革—「福祉国家」から「品質保証国家」へ—」『現代思想』30(5), 2002.4, p.221.

(5) Education Reform Act 1988 (c.40) (<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1988/40/contents>)

(6) 全国共通カリキュラム(National Curriculum)は、全国的な教育課程基準として初めて導入されたもので、当初、英語、数学、理科等10の教科から成っていた。各教科の内容(programme of study)は大綱的なものとなっており、複数年にまたがる4つの教育段階、すなわちキーステージごとに教科別の達成目標(attainment target)が設けられている。文部科学省『諸外国の教育改革の動向 2010年度版』(教育調査第140集)2010, p.89.

(7) 阿部菜穂子『イギリス「教育改革」の教訓—「教育の市場化」は子どものためにならない—』岩波書店, 2007, p.11.

(8) Department for Education and Employment, "Excellence in schools," London: Stationery Office, 1997.

(9) 吉田多美子「イギリス教育改革の変遷—ナショナルカリキュラムを中心に—」『レファレンス』658号, 2005.11, p.106. ([http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999865\\_po\\_065805.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999865_po_065805.pdf?contentNo=1&alternativeNo=))

(10) アカデミーは、2000年に制定された「2000年学習技能法(Learning and Skills Act 2000 (c.21))」(<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/21/contents>)により、シティ・アカデミーとして設置が定められ、「2002年教育法」(Education Act 2002 (c.32))(<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2002/32/contents>)によって、名称がアカデミーへと変更されたものである。アカデミー政策の変遷については次の資料を参照。青木研作「イギリス連立政権下のアカデミー政策—学校の自律化が与える地方教育行政への影響に着目して—」『日英教育研究フォーラム』19号, 2015.9, pp.46-47. 日英教育学会ウェブサイト([http://www.juef.sakura.ne.jp/bulletin/vol.19/juef\\_2015\\_19\\_05\\_aoki.pdf](http://www.juef.sakura.ne.jp/bulletin/vol.19/juef_2015_19_05_aoki.pdf));

は、地方当局の管理から離れて直接国から補助金を受け、教員の採用や給与、学校の開校日の日程などに独自の裁量権を持つ。また、全国共通カリキュラムに準拠し、かつ科学・技術・数学・コンピュータ・外国語・芸術・スポーツといった分野のいずれかの専門分野を持つこと<sup>(11)</sup>などの条件がある。運営に関しては、個人の慈善家、企業、宗教団体、慈善団体、大学などの多様な賛助者（sponsor）を得ることが可能で、民間の資金<sup>(12)</sup>とノウハウを活用することで、学校の立て直しを図るものである。地方当局から独立している点で公費維持学校と、公費から補助金を得ている点で私立の独立学校とは異なり、教育省の学校調査等の資料では、公営独立学校と位置付けられる<sup>(13)</sup>。2010年までに203校がアカデミーとなった<sup>(14)</sup>。

## II 2010年アカデミー法の制定と改正

### 1 2010年アカデミー法の制定

2010年5月、保守党と自由民主党の連立によるキャメロン（David Cameron）政権（以下「連立政権」という。）（2010-15年）が誕生し、アカデミー政策は方向性を変えて推進されることになる。連立政権は、教育水準の向上を目的にアカデミーへ転換する学校の対象範囲を拡大する方針を打ち出したのである<sup>(15)</sup>。

この背景には、2006年の学習到達度調査（Programme for International Student Assessment: PISA）<sup>(16)</sup>の結果、イギリスの順位が大きく下がったことがある<sup>(17)</sup>。連立政権は、この結果を踏まえて、学校現場への権限委譲と学校側の説明責任の強化を改善策として打ち出した。つまり、質の高い学校制度を構築するために、連立政権が重要視したのは学校の自律的な運営であり<sup>(18)</sup>、自由裁量を有するアカデミーが成果を上げていることについて高く評価していた<sup>(19)</sup>。一方で、2010年時点でのアカデミーの数がわずかに約200校に過ぎないことについては、アカデミー政策の成果が限定的なものに留まっているとして批判的であった。連立政権は、全国共通カリキュラムへの準拠や専門分野を持つことなどの条件が、アカデミーの自律的な運営を妨げているとし、これらの制約を取り除き、アカデミーが一層自由度の

文部科学省『諸外国の教育動向 2015年度版』（教育調査第151集）2016, pp.76-79; 田村祐子「イギリスにおける教育改革の試み—アカデミー政策をめぐって—」『外国の立法』No.271, 2017.3, p.89. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10317801\\_po\\_02710005.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10317801_po_02710005.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)>

(11) 文部科学省『諸外国の教育の動き 2003』（教育調査第132集）2004, p.46.

(12) アカデミーへの転換に当たっては、賛助者は自己資金で資本的経費の2割程度を負担することが求められていたが、2006年に廃止された。山口伸枝「イングランドにおけるアカデミーの拡大」嶺井正也・中村文夫編著『市場化する学校』八月書館, 2014, p.10.

(13) 青木 前掲注(10), p.46.

(14) Christine Gillie and Paul Bolton, “Academies Bill [HL] Bill No57 of 2010-11,” House of Commons Library Research Paper, No.10/48, 14 July 2010, p.3. Research briefings website <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/RP10-48/RP10-48.pdf>>

(15) Prime Minister’s Office, “The Queen’s Speech: Academies Bill,” 25 May 2010, GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/speeches/queens-speech-academies-bill>>

(16) 経済協力開発機構(OECD)による国際的な学習到達度に関する調査。15歳児を対象に読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野について、3年ごとに調査が行われる。

(17) 2006年の学習到達度調査では、2000年の結果に比べて、数学が8位から24位、科学が4位から14位等、大きく順位を下げている。Department for Education, *The Importance of Teaching: The Schools White Paper 2010*, Norwich: TSO, 2010, p.3. GOV.UK website <[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/175429/CM-7980.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/175429/CM-7980.pdf)>

(18) 青木 前掲注(10), p.48.

(19) アカデミーは全国平均を上回る成績を達成しており、最低水準の成績から改善している学校も幾つか存在する。また、Ofstedの2010年の評価では、公費維持学校の18%が優秀とされたのに対し、アカデミーでは26%が優秀とされた。Department for Education, *op.cit.*(17), p.51.

高い自律的な運営を行えることを目指した。

こうした方針の下、アカデミーの更なる拡大を目的としたアカデミー法案 (Academies Bill) <sup>(20)</sup> が 2010 年 5 月 26 日に上院に提出された。法案は、アカデミーに転換する対象となる学校の範囲を公費維持中等学校だけでなく公費維持初等学校にも拡大し、成績上位校のアカデミーへの転換を可能とするものであった。また、これまでは、既存の公費維持学校からの転換によるものだけであったが、アカデミーと同様の運営ができる学校を新設する規定も設けられた。同法案には、審議過程で、特別な教育ニーズを持つ児童 <sup>(21)</sup> への教育提供に関する規定、アカデミーに転換する際の事前協議に関する規定、国務大臣による国会への報告書提出を義務化する規定などが盛り込まれ <sup>(22)</sup>、7 月 13 日に上院を、7 月 26 日に下院を通過した。法案は、2010 年 7 月 27 日に女王裁可を受け、「2010 年アカデミー法」として制定された。

なお、審議過程で労働党の影の教育大臣エド・ボールズ (Ed Balls) は、連立政権のアカデミー政策が、労働党の導入意図とは異なり、むしろサッチャー保守党政権時代の新自由主義的政策へ回帰し、教育格差を拡大させるものであるとして、連立政権のアカデミー政策を批判している <sup>(23)</sup>。

## 2 2010 年アカデミー法の改正

2010 年アカデミー法は、これまでに 2 度改正されている。最初は、2011 年 11 月 15 日に制定された「2011 年教育法」(以下「2011 年法」という。) <sup>(24)</sup> によってである。2011 年法は、全 10 部から成る、複数の教育関連法の改正を目的とした法律で、同法第 6 部において 2010 年アカデミー法を改正している。主な改正点は、対象となる学校の種類を増やしたことと、これまで必要であったアカデミーの専門分野に関する要件を撤廃したこと等である。

2 度目の改正は、2016 年 3 月 16 日に制定された「2016 年教育及び養子縁組法」(以下「2016 年法」という。) <sup>(25)</sup> によってである。保守党は、2015 年 5 月の総選挙において勝利し単独で政権を握ると、連立政権の方向性を継承、強化する形で、アカデミー政策の更なる推進を目的とした 2016 年法を制定した。同法によって、国務大臣は、成績下位の公費維持学校を強制的にアカデミーに転換させることが可能となり、また、問題を抱えるアカデミーへの介入に関する規定が新たに盛り込まれた。

## III 2010 年アカデミー法の概要

2010 年アカデミー法は、制定時は全 20 か条及び 2 つの附則から成っていた (以下、制定時の 2010 年アカデミー法を「2010 年法」という。) が、2011 年法及び 2016 年法の改正により、条が追加され、全 34 か条及び 2 つの附則となった。主な規定及び改正内容は、

---

(20) House of Commons, “Education and Adoption Bill,” 2015.6.3. United Kingdom Parliament website (<https://www.publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/2015-2016/0004/16004.pdf>)

(21) 特別な教育ニーズ (Special Educational Needs) を持つ児童とは、同年齢の大部分の児童に比べ著しい学習上の困難を有する、又は学校で通常提供される教育施設の利用を妨げるような障害を有する児童を指す。特別な教育ニーズを持つ児童への教育は、主として特別学校 (special school) で行われる。2015 年時点でこのような児童は、独立学校を含む学校全体の児童数の 2 割を占める。文部科学省 前掲注(1), p.102.

(22) Gillie and Bolton, *op.cit.*(14), p.5.

(23) *ibid.*, p.24.

(24) Education Act 2011 (c.21) (<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/21/contents>)

(25) Education and Adoption Act 2016 (c.6) (<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2016/6/contents>) 同法については、田村前掲注(10)を参照。

以下のとおりである。

## 1 アカデミー協定（第1条～第2D条）

第1条は、国務大臣がアカデミーの所有者となるチャリティ<sup>(26)</sup>と結ぶアカデミー協定に関する規定である。アカデミー協定を結ぶことによって、アカデミーの設置と運営が可能となる。アカデミーに転換した公費維持学校には、国務大臣から補助金が支給される。また、アカデミーは、保護者から授業料を徴収しない。2010年法では、2002年教育法の規定を引き継いで、アカデミーの要件として専門分野を持つことが規定されていたが、2011年法によってこの要件は撤廃された（第1条第(6)項を削除）。

アカデミーの種類に関して、2010年法では、アカデミースクールとして、一般的なアカデミーと特別な教育ニーズのある児童生徒への教育を提供する特別学校の2種類が規定されていた（第1A条）<sup>(27)</sup>。2011年法によって、これらに加えて、義務教育終了後の16歳以上19歳未満の者を対象とする教育機関<sup>(28)</sup>（第1B条）、義務教育年齢にあるが適切な教育を受けられない者へのオルタナティブ教育アカデミー<sup>(29)</sup>（第1C条及び第1D条）についても、それぞれ要件を満たす教育機関は、アカデミー協定を結ぶことができると改められた。

第2条は、アカデミー協定に関連して、アカデミーの運営費と設立費について規定する。

第2A条から第2D条までは、2016年法により挿入されたものであり、成績不振の学校や成績境界校<sup>(30)</sup>のアカデミーに対するアカデミー協定の取消しに関して規定する。アカデミーが成績不振の学校又は成績境界校であると判断された場合には、国務大臣はアカデミーの所有者にアカデミー協定の終了警告通知を送付する。その上で改善が見られないと判断した場合に、国務大臣は、アカデミー協定を取り消すことができる。この規定が追加された背景には、アカデミー間で格差が生じ始めている実態がある<sup>(31)</sup>。

## 2 アカデミーへの転換（第3条～第8条）

第3条は、公費維持学校がアカデミーに転換するための申請を国務大臣に行うことについて規定する。これは成績上位の公費維持学校を対象とした規定である<sup>(32)</sup>。

(26) 一般にチャリティとは、貧困救済、教育振興、宗教活動の支援その他公益のために設けられる団体の総称である。教育分野においては、チャリティの一形態であるトラスト（charity trust）と呼ばれることもある。文部科学省『諸外国の教育動向 2007年度版』（教育調査第141集）2008, p.62。

(27) 2010年法では、第1条第(5)項に規定されていたが、2011年法での改正により、条番号が第1A条に変更された。

(28) 義務教育（5歳から16歳までの11年）終了後の、大学受験を目指す者のための2年間の教育機関であるシックス・フォームカレッジ（sixth form college）や、職業資格取得のための継続教育（further education）カレッジ等の教育機関を指す。

(29) オルタナティブ教育アカデミー（alternative provision Academy）とは、疾病又はその他の理由により、義務教育の期間において適切な教育を受けられない者に、全日制又は定時制の教育を提供するアカデミーである。

(30) 成績境界校（coasting schools）とは、最低基準をクリアしているが、個々の児童生徒へ適切に対処しきれていない学校を意味する。Ofstedによる学校監査に基づく概念ではなく、3年間の全国統一テストの結果によって決まる。文部科学省『諸外国の教育動向 2016年度版』（教育調査第153集）2017, p.58; Department for Education, “Coasting schools: provisional data,” November 2016. GOV.UK website <[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/566690/coasting\\_schools\\_note.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/566690/coasting_schools_note.pdf)>

(31) 英タイムズ紙は、2016年全国統一テストの結果をもとに、最上位及び最下位のアカデミー各3校の成績を記事に掲載している。例えば、初等学校における基準点をクリアした生徒の割合は、最上位のアカデミーは84%、最下位のアカデミーは68%、全学校の平均は80%であった。Greg Hurst, “Huge gulf in academy standards revealed,” *Times*, May 9, 2016, p.14.

(32) 連立政権がアカデミーへの転換を促したのは、Ofstedの監査結果、4段階評価の最上位である優秀（outstanding）と評価された学校である。2010年11月からは、2番目の評価である良好（good）の評価がついた学校にも範囲を拡大し、アカデミーへの転換を促すようになった。このように成績上位校をアカデミーへの転換の対象としたのは、リーダーシップとマネジメントの能力に優れていることが明らかであり、アカデミーの有する自由を最大限活用できると見込まれたためである。青木 前掲注(10), p.49.

第4条は、国務大臣にアカデミー命令を発する権限を与える規定である。アカデミー命令とは、対象の公費維持学校をアカデミーへと転換させることを可能とする命令である。2010年法では、第3条に基づいて自主的に申請した学校と、「2006年教育及び監査法」<sup>(33)</sup>に基づき、介入が必要と判断された学校<sup>(34)</sup>に対して、国務大臣が当該学校にアカデミー命令を発することができるように定めていた。2016年法での改正により、介入対象となる学校のうち、監査の結果、著しい改善を要する学校又は特別な措置を要する学校と判断された公費維持学校に対しては、国務大臣はアカデミー命令を発しなければならないという義務規定に改められた(第4条第(A1)項)。第3条に基づいて自主的に申請した学校(第4条第(1)項(a)号)と、義務規定に改められた以外の介入対象となる公費維持学校(第4条第(1)項(b)号)に関しては、これまでと同じく、アカデミー命令を発することができるという規定となっている。

2010年法において、第5条はアカデミーへの転換に係る関係者間の協議について定めていた。2016年法による改正後は、第5条は、第3条に基づいて自主的に申請した学校に関して、学校理事会が、アカデミー協定が効力を持つ前に適切な者と転換に関する協議を行う義務を定めるものとなった。また、2016年法により、第5A条から第5E条までの関連規定が追加された。第5A条はアカデミー命令を発することが義務化された学校を対象としており、賛助者の身元に関して関係者間で協議をしなければならないと規定する。第5B条から第5E条までは、介入対象となる学校について、アカデミーへの転換を促進する義務等について定める。

第7条及び第8条は、公費維持学校をアカデミーへ転換する過程での関係者間の金銭・財産等の授受について規定する。

### 3 その他の規定

第9条及び第10条は、学校の新設に関する規定である<sup>(35)</sup>。連立政権は、アメリカのチャータースクール<sup>(36)</sup>などをモデルとして、教員や親のほか、大学や独立学校などの既存の教育機関、宗派組織などに対して学校の新設を認めた<sup>(37)</sup>。新設された学校はアカデミーと同様に運営されるが、フリースクールと称される。

第10A条は、2011年法により挿入された規定で、アカデミーが寄宿寮を有する場合の、保護者の料金負担について規定する。

第11条は、年次報告に関する規定である。国務大臣は、当該年度に締結したアカデミー協定及びアカデミーの業績を記載した報告書を作成し、毎年公表することが義務付けられた。

---

(33) Education and Inspections Act 2006 (c.40) (<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/40/contents>)

(34) 介入が必要と判断された公費維持学校は、「2006年教育及び監査法」(以下「2006年法」という。)に規定される。介入の対象は、①成績水準及び学校運営に問題がある公費維持学校(第60条)、②教員の給与及び処遇に問題がある公費維持学校(第60A条)、③監査の結果、著しい改善を要する学校と判断された公費維持学校(第61条)、④監査の結果、特別な措置を要する学校と判断された公費維持学校(第62条)の4種類に分けられる。なお、2016年法による2006年法の改正により、介入の対象に新たに⑤国務大臣が成績境界校であると判断した公費維持学校(第60B条)も加えられた。2016年法による2006年法の改正の詳細は、田村 前掲注(10), pp.92-93参照。

(35) 第9条及び第10条は、2011年法で改められたが、2010年法においても、学校の新設について規定していた。

(36) チャータースクールは、各州の教育法(チャータースクール法)に基づき設けられる公立学校であり、公費によって運営される。父母や企業、教員グループなどが設置主体となっており、チャータースクール法に定められた認可機関(sponsor)との契約(charter)に基づき運営する点を特徴とする。文部科学省『世界の学校体系』(教育調査第152集)2017, p.30。

(37) Department for Education, *op.cit.*(17), pp.57-58; 文部科学省『諸外国の教育動向 2011年度版』(教育調査第145集)2011, pp.71-75。

## おわりに

1990年代までに表面化した教育格差を是正するため、2000年代初めに労働党政権によって導入されたアカデミーは、2010年の連立政権誕生以降、教育水準の向上を目指して対象を成績上位校や公費維持初等学校にも広げることによってその数を増やしてきた。フリースクールに関して、2011年9月に24校が開校して以降、順調に増加している。2017年1月現在、アカデミーとフリースクールの学校数は表のとおりであり、独立学校を除いた学校のうち、中等学校では約7割の2,325校、初等学校では約2割の3,748校がアカデミー又はフリースクールとなっている。また、16歳以上19歳未満の者を対象とする教育機関も、2015-16年度において1,388校がアカデミーとなっている<sup>(38)</sup>。今後のアカデミー政策がどのような方向に向かうのか注目される。

表 アカデミーとフリースクールの学校数（2017年）

	初等学校	中等学校	特別学校	オルタナティブ
アカデミー	3,612	2,090	209	59
フリースクール	136	235	23	35
計	3,748	2,325	232	94

(出典) Department for Education, “Table 2b Academies: Number Of Schools And Pupils By Type Of Academy, Schools, Pupils and their Characteristics: January 2017 - National Tables.” GOV.UK website <[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/645092/SFR28\\_2017\\_National\\_Tables.xlsx](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/645092/SFR28_2017_National_Tables.xlsx)> を基に筆者作成。

(たむら ゆうこ)

(38) Sixth Form Colleges Association, “Sixth Form Colleges: key facts and figures.” <<https://www.sixthformcolleges.org/sites/default/files/SFCA%20Key%20Facts%202017.pdf>>

# 2010年アカデミー法

Academies Act 2010 (c.32)

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 海外立法情報調査室主任  
調査及び立法考査局英米法研究会\*

原田 圭子訳

## 【目次】

### アカデミー協定

- 第1条 アカデミー協定
- 第1A条 アカデミースクール
- 第1B条 16歳以上19歳未満を対象とするアカデミー
- 第1C条 オルタナティブ教育アカデミー
- 第1D条 オルタナティブ教育アカデミー：規定を修正して適用する権限
- 第2条 アカデミー合意に基づく支払
- 第2A条 アカデミー合意：成績不振の学校についての規定
- 第2B条 アカデミー合意：成績境界校についての規定
- 第2C条 第2A条及び第2B条 補足－新合意
- 第2D条 第2A条及び第2B条 補足－旧合意

### 学校からアカデミーへの転換

- 第3条 アカデミー命令の申請
- 第4条 アカデミー命令
- 第5条 転換についての協議：介入の対象とならない学校
- 第5A条 特定の場合におけるアカデミーの賛助者の身元についての協議
- 第5B条 転換を促進する義務
- 第5C条 転換に関する指示を行う権限
- 第5D条 第4条第(A1)項又は第(1)項(b)号に基づくアカデミー命令を取り消す権限
- 第5E条 学校の改善計画についての情報を伝達する義務
- 第6条 アカデミー命令の効力
- 第7条 学校の剰余金の移転
- 第8条 移転計画：その他の財産、権利及び責任

### アカデミー：その他の規定

- 第9条 影響：新設の教育機関及び拡張された教育機関
- 第10条 協議：新設の教育機関及び拡張された教育機関
- 第10A条 アカデミーへの寄宿料
- 第11条 年次報告書
- 第12条 アカデミー所有者のチャリティ及び信託法人の地位等

---

\* この翻訳は、調査及び立法考査局英米法研究会の2015年12月から2017年8月までの活動の成果であり、Academies Act 2010 (c.32) (<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/32/data.pdf>) の2017年8月における最終改正版（最終改正 2016年法律第6号）を訳出したものである。翻訳には、内容に影響を与えない部分を除いた改正履歴を脚注で表示した。当会の構成メンバー（当時）は、井樋三枝子、伊藤暁子、岡久慶、萩原真由美、黒川直秀、田中嘉彦、田村英彰、田村祐子、原田圭子、藤戸敬貴、松澤貴弘、山田邦夫である。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2017年8月31日である。また、[ ] 内は訳者による原語又は訳語の補記である。

第13条 アカデミー：不動産

第14条 アカデミー：改正

一般規定

第15条 経過規定

第16条 施行前の適用等

第17条 法律の解釈

第18条 適用

第19条 施行

第20条 略称

[長文題名]

アカデミーについて定める法律

[2010年7月27日制定]

この法律は、女王陛下により、現在の議会に参集した聖俗貴族院議員及び庶民院議員の助言と承認を得て、並びにこれらの有する権能により、次のように制定する。

## アカデミー協定

### 第1条 アカデミー協定

- (1) 国務大臣は、何人（以下「相手方」という。）を相手としてもアカデミー協定を締結することができる。
- (2) 「アカデミー協定」とは、次の各号のいずれかに該当する形式に基づく協定をいう。
  - (a) アカデミー合意
  - (b) アカデミーへの補助金に関する協定
- (3) アカデミー合意とは、次の各号を満たす、国務大臣と相手方との間の合意をいう。
  - (a) 相手方が第(5)項に掲げる事業を実施すること。
  - (b) 国務大臣が、相手方に対し(a)号に定める事業への対価を支払うことについて合意すること。
- (4) アカデミーへの補助金とは、相手方が第(5)項に掲げる事業を実施する上で求められる条件によって、2002年教育法第14条<sup>(1)</sup>に基づき国務大臣により支給される補助金をいう。
- (5)<sup>(2)</sup>当該事業とは、次の各号に掲げるものをいう。
  - (a) 次のいずれかについて、その要件を満たすイングランドの教育機関を設立し、及び維持するために行われる事業
    - (i) 第1A条（アカデミースクール）
    - (ii) 第1B条（16歳以上19歳未満を対象とするアカデミー）
    - (iii) 第1C条（オルタナティブ教育アカデミー [alternative provision Academies]）
  - (b) 当該機関を継続し、又は継続に必要な手配をするために行われる事業

(1) 2002年教育法（Education Act 2002 (c.32): EA2002）§14は、国務大臣が教育又は児童保護のために補助金を支給できる権限を規定している。以下、脚注における他の法律の法律名及び条番号等は、初出を除き、短縮形を用いる。

(2) 第(5)項は、2011年教育法（Education Act 2011 (c.21): EA2011）§53(2)により改められた。

(6)～(8)<sup>(3)</sup> [削除]

(9) アカデミー協定は、次の各号に関して料金を徴収しないことを保障する目的に照らして課する条件を含むものでなければならない。

(a)<sup>(4)</sup> 当該機関への入学又は出席

(b) (当該条件において指定された例外を除き) 当該機関によって提供される教育

(10)<sup>(5)</sup> アカデミー協定に係る教育機関の呼称は、アカデミーとする。

#### 第1A条<sup>(6)</sup> アカデミースクール

(1) 次の各号に該当する教育機関は、この条の要件を満たすものとする。

(a) 当該教育機関が独立学校<sup>(7)</sup>であること。

(b) 2002年教育法第78条<sup>(8)</sup>に掲げる要件を満たす教育課程(バランスのとれた、広範囲にわたる教育課程)を有すること。

(c) 能力の異なる児童生徒に教育を提供すること。

(d) 全て又はほとんどが所在地域出身である児童生徒に教育を提供すること。

(e) オルタナティブ教育アカデミーでないこと(第1C条を参照)。

(2) 同様に、次の各号に該当する教育機関もまた、この条の要件を満たすものとする。

(a) 当該教育機関が独立学校であること。

(b) 特別な教育ニーズを持つ<sup>(9)</sup>児童生徒に対する特別な教育を提供するために特別に編成されていること。

(3) この条に掲げる要件を満たすアカデミーの呼称は、アカデミースクールとする。

#### 第1B条 16歳以上19歳未満を対象とするアカデミー

(1) 教育機関は、当該機関が主として義務教育年齢<sup>(10)</sup>を超えるものの19歳に満たない者の必要に適した全日制又は定時制の教育を提供することに関与する場合には、この条の要件を満たすものとする。

(2) 「教育」には、職業訓練、社会訓練、体育及びレクリエーション・トレーニングを含む。

(3) この条に掲げる要件を満たすアカデミーの呼称は、16歳以上19歳未満を対象とするアカデミーとする。

#### 第1C条 オルタナティブ教育アカデミー

(1) 次の各号に該当する教育機関は、この条の要件を満たすものとする。

(a) 当該機関が主として、義務教育年齢にある子どもであって、疾病、学校からの排除又はその他の理由により、いずれかの期間において適切な教育を受けられないものに、全日制又は定時制の教育を提供することに関与すること。

---

(3) 第(6)項は、EA2011 §53(3)により、第(7)項及び第(8)項は、2014年子ども及び家族法(Children and Families Act 2014 (c.6)) Sch.3 para.95により削除された。

(4) (a)号及び(b)号中、EA2011 §53(5)により、「学校」が「機関」に改められた。

(5) 第(10)項中、EA2011 §53(6)により、「学校」が「教育機関」に改められた。

(6) 第1A条から第1D条までは、EA2011 §53(7)により挿入された。

(7) 独立学校(independent school)とは、通常、公費の補助を受けない私立学校を指すが、アカデミーも公費の補助は受けるものの、運営において独自の裁量権を持つため、公営独立学校(publicly funded independent school)と呼ばれる。“Types of School.” GOV.UK website <<https://www.gov.uk/types-of-school/print>>

(8) EA2002 §78では、全国共通カリキュラムの基本的な性格について規定している。

(9) 特別な教育ニーズ(special educational needs)とは、同年齢の大部分の児童に比べ著しい学習上の困難を有する、又は学校で通常提供される教育施設の利用を妨げるような障害を有する児童を指す。文部科学省『諸外国の初等中等教育』(教育調査第150集)2016, p.102.

(10) イギリスにおける義務教育は5歳から16歳までの11年である。なお、2008年教育・技能法(Education and Skills Act (c.25))により、義務教育後の2年間、教育・訓練継続が規定され、2013年から段階的に導入されている。文部科学省 同上, pp.92, 97.

- (b) 能力の異なる子どもに教育を提供すること。
  - (c) 全て又はほとんどが所在地域出身である子どもに教育を提供すること。
- (2) 「適切な教育」とは、子どもに関して、当該子どもの年齢、能力及び適性並びに当該子どもが有し得る特別な教育的ニーズに適した効率的教育をいう。
- (3) この条に掲げる要件を満たすアカデミーの呼称は、オルタナティブ教育アカデミーとする。

#### 第1D条 オルタナティブ教育アカデミー：規定を修正して適用する権限

- (1) 公費維持学校<sup>(11)</sup>、特定の公費維持学校又は児童生徒受入施設<sup>(12)</sup>に関連する法的規定を、その修正の有無を問わず、オルタナティブ教育アカデミー又は特定のオルタナティブ教育アカデミーにも適用するように、規則を定めることができる。
- (2) アカデミー、アカデミースクール又は16歳以上19歳未満を対象とするアカデミーに関連する法的規定について、次の各号のいずれかのとおり、規則を定めることができる。
- (a) 修正の有無を問わず、オルタナティブ教育アカデミー又は特定のオルタナティブ教育アカデミーに関して適用すること。
  - (b) オルタナティブ教育アカデミー又は特定のオルタナティブ教育アカデミーに関して適用しないこと。
- (3) オルタナティブ教育アカデミー又は特定のオルタナティブ教育アカデミーに関連する法的規定について、次の各号のいずれかのとおり、規則を定めることができる。
- (a) 修正した上で、特定のオルタナティブ教育アカデミーに関して適用すること。
  - (b) 特定のオルタナティブ教育アカデミーに関して適用しないこと。
- (4) 「法的規定」とは、いつ成立し、又は定められたかを問わず、この法律又はその他の法律により又はそれらに基づいて定められた規定をいう。

#### 第2条 アカデミー合意に基づく支払

- (1) アカデミー合意に基づく支払は、資本支出又は経常支出に関して行うことができる。
- (2) 経常支出に関するアカデミー合意に基づく支払については、当該合意によって（当該合意の他の要件が履行されることを条件として）、次の各号のいずれかの期間、継続して支払が行われるよう定めなければならない。
- (a) 最短7年間
  - (b) 無期限。ただし、国務大臣は少なくとも7年前に書面で通知することで終期を定めることができる。
- (3) アカデミー合意が資本支出の支払に関して規定を設ける場合には、当該合意は、合意において指定された場合に、合意に従って決定された額の返戻を国務大臣に行うことを定めることができる。
- (4) アカデミー合意は、国務大臣が当該合意を破棄した場合には、次の各号のいずれかの経費について個人に補償することを定めることができる。
- (a) 当該合意に基づく事業を実施するに当たって当該個人が被った支出
  - (b) (第(3)項の定めるものを除き) 当該合意の破棄の結果、当該個人が被った支出

(11) 公費により維持される公費維持学校 (maintained school) には、地方当局 (local authority) が設置・運営する公立学校 (community school) のほか、宗教団体などにより設置・所有される有志団体立学校 (voluntary school) 及び地方当局から独立して学校設置団体により設置・所有される地方補助学校 (foundation school) などの公営学校がある。同上, pp.94-95.

(12) 児童生徒受入施設 (Pupil referral unit) とは健康上の理由や問題行動により指導上特別の配慮を要する児童生徒が通う教育機関で、地方当局により設置されている。同上, p.102.

(5)<sup>(13)</sup> [削除]

(6) 地方当局が、発生率の低い特別な教育ニーズ又は障害を有する児童生徒に対して十分提供することができない場合には、国務大臣は、代替措置を講ずることができる。

#### 第2A条<sup>(14)</sup> アカデミー合意：成績不振の学校についての規定

(1) アカデミースクール又はオルタナティブ教育アカデミーに係るアカデミー合意は、次の各号のいずれかに該当する場合には、国務大臣が合意を破棄することを認める規定を含まなければならない。

- (a) 当該アカデミーに関して特別な措置をとることを要すること。
- (b) 当該アカデミーが著しい改善を要すること。

(2) 当該アカデミー合意は、前項に掲げる理由の一によって合意を破棄する前に、意見陳述の機会を所有者に与えるよう国務大臣に義務付けなければならない。

(3) この条の目的に照らして、2005年教育法第13条第(3)項(a)号に基づいて主任視学官が通知を交付した場合<sup>(15)</sup>には、アカデミーに関して特別な措置をとることを要し、又はアカデミーが著しい改善を行うことを要する。

#### 第2B条 アカデミー合意：成績境界校についての規定

(1) アカデミースクール又はオルタナティブ教育アカデミーに係るアカデミー合意は、次の各号に該当する場合には、国務大臣が合意を破棄することを認める規定を含まなければならない。

- (a) 当該アカデミーが成績境界校<sup>(16)</sup>であること。
- (b) 国務大臣が、所有者に対して、当該アカデミーが成績境界校であることを通知したこと。

(2) 当該アカデミー合意は、国務大臣に対して、前項の理由によって合意を破棄する前に、所有者に対して、破棄警告通知を行うよう義務付けなければならない。

(3) 破棄警告通知とは、所有者に次の各号に掲げる行為を要求する通知をいう。

- (a) 指定の日までに、当該アカデミーを改善するために指定された対応策を講ずること。
- (b) 指定の日までに、国務大臣に対する応答として、意見陳述を行い、又は当該対応策を講ずることに同意すること。

(4) 当該アカデミー合意は、当該アカデミーが成績境界校であるという理由で当該合意を破棄する権限が、(予定された期間内に、指定された行動をとることができなかつたか、応答することができなかつたかにかかわらず)所有者が破棄警告通知に従わなかつた場合にのみ行使できることを定めなければならない。

(5) 国務大臣は、規則により、当該規則において指定された特定のアカデミーに関しては、この条を適用しないことを定めることができる。

---

(13) 第(5)項は、EA2011 § Sch.15 para.3により削除された。

(14) 2A条から2D条までは、2016年教育及び養子縁組法 (Education and Adoption Act 2016 (c. 6) : EAA2016) § 14により挿入された。

(15) 2005年教育法 (Education Act 2005 (c.18)) § 13(3)(a)では、主任視学官 (Chief Inspector) は、監査の結果、著しい改善を要する学校又は特別な措置を要する学校と判断した場合には、その旨を国務大臣と地方当局に通知する義務を負うことを規定している。なお、主任視学官は、1990年に設置された教育水準局 (Ofsted) の長であり、定期的な学校監査を管理・統制する責任を負う。本間政雄・高橋誠編著『諸外国の教育改革—世界の教育潮流を読む 主要6か国の最新動向—』ぎょうせい、2000、pp.93-94。

(16) 成績境界校 (coasting schools) とは、最低基準をクリアしているが、個々の児童生徒へ適切に対処しきれていない学校を意味する。教育水準局による学校監査に基づく概念ではなく、3年間の全国統一テストの結果によって決まる。文部科学省『諸外国の教育動向 2016年度版』(教育調査第153集) 2017、p.58; Department for Education, "Coasting schools: provisional data," 2016. GOV.UK website. ([https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/566690/coasting\\_schools\\_note.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/566690/coasting_schools_note.pdf))

- (6) この条が適用されるアカデミーに関して「成績境界」の意義は、2006年教育及び監査法第60B条が適用される学校に関する、同条第(3)項<sup>(17)</sup>に基づく規則により定めるところによる。

#### 第2C条 第2A条及び第2B条 補足一新合意

- (1) アカデミー合意は、次の各号に関する追加的規定を含むことができる。
- (a) 第2A条又は第2B条により要求される規定に従い、当該合意を破棄するための手続
- (b) 前号に従った、当該合意の破棄の結果
- (2) この条は、2016年4月18日<sup>(18)</sup>より前になされた合意には適用しない（ただし、第2D条を参照）。

#### 第2D条 第2A条及び第2B条 補足一旧合意

- (1) 旧アカデミー合意は、新たな破棄権限を含むものとして取り扱うものとする。
- (2) 旧アカデミー合意における当該合意を破棄する手続に関する規定は、新たな破棄権限には適用しない。
- (3) 第(4)項及び第(5)項は、旧アカデミー合意が次の各号に掲げる要件を満たす場合に適用する。
- (a) 当該合意の破棄の結果についての規定（「関連規定」）を含むこと。
- (b) 当該関連規定が、新たな破棄権限に従った破棄を対象とし得るように示されていること。
- (4) 当該関連規定は、新たな破棄権限に従った破棄に適用する。
- (5) 当該関連規定が、合意の破棄の理由が所有者による合意違反かその他のものかによって異なる結果を規定する場合には、新たな破棄権限に従った破棄は、所有者による違反に基づく破棄として取り扱うものとする。
- (6) この条において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
- アカデミー合意に関する「新たな破棄権限」とは、第2A条及び第2B条が要求する規定に従って破棄する権限をいう。
- 「旧アカデミー合意」とは、2016年4月18日<sup>(19)</sup>より前に発せられたアカデミー合意をいう。

### 学校からアカデミーへの転換

#### 第3条 アカデミー命令の申請

- (1) イングランドにおける公費維持学校の理事会は、国務大臣に対して、当該学校に関してアカデミー命令の発令を申請することができる。
- (2) 財団を有する地方補助学校<sup>(20)</sup>又は有志団体立学校<sup>(21)</sup>の場合には、申請は、第(3)項及び第(4)項に従う。
- (3) 財団を有する地方補助学校又は有志団体立学校の理事会は、この条に基づく申請を行う前に、財団と協議しなければならない。

(17) 2006年教育及び監査法 (Education and Inspections Act 2006 (c.40): EIA2006) §60B(3)は、国務大臣が、規則により「成績境界」の定義をすることを規定している。

(18) EAA2016の施行規則により日付に改められた。

(19) 同上

(20) 前掲注(11)参照。

(21) 同上

(4) 財団を有する地方補助学校又は有志団体立学校の理事会は、次の各号に掲げる者の同意を得た場合に限り、この条に基づく申請を行うことができる。

- (a) 当該学校の評議員
- (b) 財団理事を任命した一又は複数の者

(5) 第(2)項から第(4)項まで及び1998年学校水準及び枠組法<sup>(22)</sup>において用いられる文言の意義は、同法における意義と同一とする。

(6)<sup>(23)</sup> 連合学校<sup>(24)</sup>の場合には、この条にいう理事会は、次の各号を満たす理事会構成員を含む。

- (a) 総人員数のうち、規則において指定され、又は決定された一定の割合となる者
- (b) 所定の要件を満たす構成員から成る者又はこれを含む者

#### 第4条 アカデミー命令

(A1)<sup>(25)</sup> 国務大臣は、2006年教育及び監査法第61条又は第62条<sup>(26)</sup>（著しい改善を要する学校又は特別な措置を要する学校）により介入の対象となるイングランドの公費維持学校に関して、アカデミー命令を発しなければならない。

(1) 国務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、イングランドにおける公費維持学校に関して、アカデミー命令を発することができる。

- (a)<sup>(27)</sup> 第3条に基づき、当該学校に関して申請が行われたとき。
- (b)<sup>(28)</sup> 当該学校が（2006年教育及び監査法第4部<sup>(29)</sup>における意義に従い）2006年教育及び監査法第61条又は第62条による場合を除き介入の対象となるとき。

(1A)<sup>(30)</sup> 国務大臣は、第(1)項(b)号に基づき、財団を有する地方補助学校又は有志団体立学校に関してアカデミー命令を発する前に、次の各号に掲げる者と協議しなければならない。

- (a) 当該学校の評議員
- (b) 財団理事を任命した一又は複数の者
- (c) 宗教的性格を有する学校にあっては、適切な宗教団体

(2) 学校に係るアカデミー命令は、当該学校のアカデミーへの転換を可能にすることを目的とした命令とする。

(3)<sup>(31)</sup> 公費維持学校は、当該学校又はこれに置き換わる教育機関に関してアカデミー協定が締結されたとき、アカデミーに「転換された」ものとする。

(4) アカデミー命令が学校に関して発せられた場合には、国務大臣は、当該命令の写しを次の各号に掲げる者に交付しなければならない。

- (a) 当該学校の理事会及び校長
- (b) 所管の地方当局

---

(22) School Standards and Framework Act 1998 (c.31): SSFA1998.

(23) 第(6)項は、EAA2011 §57(2)により挿入された。

(24) 連合学校（federated school）とは、1つの理事会が複数の学校を運営することを意味する。

(25) 第(A1)項は、EAA2016 §7(2)により挿入された。

(26) EIA2006 §61及び§62は、監査の結果著しい改善を要する（§61）又は特別な措置を要する（§62）学校と判断された学校を規定する。

(27) (a)号中、EAA2011 §57(3)により、「当該学校の理事会が申請を行ったとき」が「当該学校に関して申請が行われたとき」に改められた。

(28) (b)号中、EAA2016 §7(3)により、「2006年教育及び監査法第61条又は第62条による場合を除き」が挿入された。

(29) EIA2006第4部では学校に対する介入に関して、介入の対象となる学校、介入の種類等を規定する。

(30) 第(1A)項は、EAA2011 §55(2)により挿入された。

(31) 第(3)項中、EAA2011 Sch.13 para.2により、「学校」が「教育機関」に改められた。

- (c)<sup>(32)</sup> 財団を有する地方補助学校又は有志団体立学校にあつては、次に掲げる者
- (i) 当該学校の評議員
  - (ii) 財団理事を任命した一又は複数の者
  - (iii) 宗教的性格を有する学校にあつては、適切な宗教団体
- (5) 第3条に基づき申請が行われた後に、国務大臣が、学校に係るアカデミー命令を発しないことを決定した場合には、国務大臣は、当該決定とその理由を次の各号に掲げる者に知らせなければならない。
- (a) 当該学校の理事会及び校長
  - (b) 所管の地方当局
- (c)<sup>(33)</sup> 財団を有する地方補助学校又は有志団体立学校にあつては、次に掲げる者
- (i) 当該学校の評議員
  - (ii) 財団理事を任命した一又は複数の者
  - (iii) 宗教的性格を有する学校にあつては、適切な宗教団体
- (6) (この法律の第17条第(4)項により適用された) 1996年教育法<sup>(34)</sup>第568条第(1)項(命令は委任立法により発せられるべきこと)の規定にかかわらず、アカデミー命令を発する国務大臣の権限は、委任立法により行使することを要しない。
- (7) アカデミー命令は、付随的、派生的、補足的及び経過的规定を含むことができる。
- (8)<sup>(35)</sup> この条において学校に関する「適切な宗教団体」とは、次の各号のいずれかに掲げる団体をいう。
- (a) イングランド国教会学校又はローマカトリック教会学校にあつては、教区の適切な機関
  - (b) その他のあらゆる場合には、1998年学校水準及び枠組法第88F条第(3)項(e)号<sup>(36)</sup>により規定される、指定された宗教又は宗派を代表する団体又は個人
- (9) 複数の宗教又は宗派が指定された学校の場合には、「適切な宗教団体」とは、関係する全ての団体を指すものとする。
- (10) 第(8)項及び第(9)項において「指定された」とは、1998年学校水準及び枠組法第69条第(3)項<sup>(37)</sup>に基づく、学校に係る命令において指定されたことをいう。
- (11) この条及び1998年学校水準及び枠組法において用いられる文言の意義は、同法における意義と同一とする。

#### 第5条<sup>(38)</sup> 転換についての協議：介入の対象とならない学校

- (1) イングランドにおける公費維持学校がアカデミーに転換される前に、当該学校の理事会は、適切と考える者と当該転換を行うべきか否かについて協議しなければならない。
- (2) ただし、第4条第(A1)項又は第(1)項(b)号に基づくアカデミー命令が当該学校に関して効力を有する場合には、この条は適用しない。

(32) (c)号は、EA2011§55(3)(b)により挿入された。

(33) (c)号は、EA2011§55(4)(b)により挿入された。

(34) Education Act 1996 (c.56): EA1996.

(35) 第(8)項から第(11)項までは、EA2011§55(5)により挿入された。

(36) SSFA1998§88F(3)は、学校の入学要項や入学定員を決定するのに適切な団体を定める規定であり、(e)号において、宗教的性格を有する地方補助学校又は有志団体立学校の場合には、宗教又は宗派を代表する団体又は個人と規定されている。

(37) SSFA1998§69(3)は、国務大臣が、ある地方補助学校又は有志団体立学校が宗教的性格を有する学校であると指定した場合、当該学校は宗教的性格を有するという規定である。

(38) 第5条は、EAA2016§8により改められた。

(3) この条の目的に照らした協議は、当該学校に関して、アカデミー命令が発せられ又はアカデミー命令の申請が行われる前又は後に行うことができる。

(4) 連合学校の場合には、第(1)項にいう理事会には、全ての理事会構成員を含む。

#### **第5A条<sup>(39)</sup> 特定の場合におけるアカデミーの賛助者の身元についての協議**

(1) この条は、第4条第(A1)項に基づくアカデミー命令が、財団を有する地方補助学校又は有志団体立学校に関して効力を有する場合に適用する。

(2) 国務大臣は、当該学校に関するアカデミー協定を締結する前に、協定を締結する予定の者の身元について次の各号に掲げる者と協議しなければならない。

(a) 学校の評議員

(b) 財団理事を任命した一又は複数の者

(c) 宗教的性格を有する学校にあつては、適切な宗教団体

(3) この条において、学校に関する「適切な宗教団体」とは、次の各号のいずれかに掲げる団体をいう。

(a) イングランド国教会学校又はローマカトリック教会学校にあつては、教区の適切な機関

(b) その他のあらゆる場合には、1998年学校水準及び枠組法第88F条第(3)項(e)号により規定されている、指定された宗教又は宗派を代表する団体又は個人

(4) 複数の宗教又は宗派が指定された学校の場合には、「適切な宗教団体」とは、関係する全ての団体を指すものとする。

(5) 第(3)項及び第(4)項において「指定された」とは、1998年学校水準及び枠組法第69条第(3)項に基づく、学校に係る命令において指定されたことをいう。

(6) この条及び1998年学校水準及び枠組法において用いられる文言の意義は、同法における意義と同一とする。

#### **第5B条 転換を促進する義務**

(1) 第4条第(A1)項又は第(1)項(b)号に基づくアカデミー命令が学校に関して効力を有する場合には、当該学校の理事会及び所管の地方当局は、当該学校のアカデミーへの転換を促進するために合理的な全ての方策を講じなければならない。

(2) 国務大臣が、当該理事会又は地方当局に対して、指定の者とのアカデミー協定を締結する意向を通知した場合には、第(1)項に基づく義務には、当該者とのアカデミー協定の締結を促進するための合理的な全ての方策を講ずることを含む。

#### **第5C条 転換に関する指示を行う権限**

(1) 第4条第(A1)項又は第(1)項(b)号に基づくアカデミー命令が学校に関して効力を有する場合には、国務大臣は、当該学校のアカデミーへの転換を促進するために、当該学校の理事会又は所管の地方当局に対して、指定の方策を講ずるよう指示することができる。

(2) 指示は、当該理事会又は地方当局に対して、第8条又は附則第1第1部<sup>(40)</sup>に基づく計画の草案を作成することを特に要求することができる。

(3) 指示は、方策を講ずるべき期限を指定することができる。

#### **第5D条 第4条第(A1)項又は第(1)項(b)号に基づくアカデミー命令を取り消す権限**

(1) 国務大臣は、命令により、第4条第(A1)項又は第(1)項(b)号に基づくアカデミー命令を取り消すことができる。

---

(39) 第5A条から第5E条までは、EAA2016 §§9-13により挿入された。

(40) 附則第1第1部 (Sch.1 Part1) は、地方当局が保有する不動産に関する移転計画について規定する。

- (2) 国務大臣は、当該アカデミー命令を取り消した場合には、第4条第(4)項に基づきアカデミー命令の写しを交付した全ての者に、[取消]命令の写しを交付しなければならない。
- (3) (この法律の第17条第(4)項により適用された)1996年教育法第568条第(1)項(命令は委任立法により発せられるべきこと。)の規定にかかわらず、この条に基づき命令を発する国務大臣の権限は、委任立法により行使することを要しない。

#### 第5E条 学校の改善計画についての情報を伝達する義務

- (1) 問題を抱えるイングランドの公費維持学校がアカデミーに転換される前に、アカデミーの所有を提案された者は、当該学校に登録された児童生徒の登録された親に対して、所有を提案された者が策定する当該学校の改善計画について情報を伝達しなければならない。
- (2) 第1項の目的に照らして、次の各号を定める。
- (a) 「アカデミーの所有を提案された者」とは、国務大臣が、当該学校に関してアカデミー協定を締結することを提案している者又は締結した者をいう。
- (b) ある学校が「問題を抱える」とは、2006年教育及び監査法第4部における意義に従い介入の対象となる場合をいう。

#### 第6条 アカデミー命令の効力

- (1) この条は、アカデミー命令が学校に関して効力を有する場合に適用する。
- (2)<sup>(41)</sup> 所管の地方当局は、当該学校又はそれに置き換わる教育機関がアカデミー(以下「当該アカデミー」という。)として開校する日(以下「転換日」という。)に、当該学校の維持を終了しなければならない。
- (2A)<sup>(42)</sup> 第(2)項は、次の各号に掲げる事項を含む方法により、所管の地方当局が当該アカデミーに係る財政的又はその他の支援を提供することを禁ずるものではない。
- (a) 当該アカデミーの維持費の一部(全部ではない)に係る支払をすること。
- (b) 当該アカデミーに敷地、物品又はサービスを提供すること。
- (c) 当該アカデミーの目的に照らして、敷地、物品又はサービスを使用可能とすること。
- (3)<sup>(43)</sup> 当該学校が選抜学校であり、かつ、アカデミースクールに転換される予定の場合には、第1A条第(1)項(c)号(能力の異なる児童生徒に教育を提供する要件)は、当該学校又はそれに置き換わる教育機関に関して締結されるいかなるアカデミー協定に関しても適用しない。
- (4) 前項の目的に照らして、「選抜学校」とは、入学規程において能力及び次の各号のいずれかに掲げる条件による児童生徒の選抜に対する規定を設けている学校をいう。
- (a) 入学規程が1998年学校水準及び枠組法第100条<sup>(44)</sup>(選抜制の認可：従前の規程)により認可されたものであること。
- (b) 当該学校が1998年学校水準及び枠組法第104条<sup>(45)</sup>(グラマースクールの指定)に基づき指定されていること。

(41) 第(2)項中、EA2011 Sch.13 para.3(2)により、「学校」が「教育機関」に改められた。

(42) 第(2A)項は、EA2011 §58により挿入された。

(43) 第(3)項は、EA2011 Sch.13 paras.3(3)(a),(b)及び(c)により次のように改められた。「選抜学校であり、」の後に「かつ、アカデミースクールに転換される予定の場合には」を挿入する。「第1条第(6)項(c)号」を「第1A条第(1)項(c)項」に改める。「学校」を「教育機関」に改める。

(44) SSFA1998 §100では、従前から選抜制を採っている公費維持学校は選抜制を継続できることを規定している。

(45) 選抜制を採る公費維持学校をグラマースクールといい、SSFA1998 §104では、グラマースクールの指定について規定している。

1998年学校水準及び枠組法第99条第(5)項は、同法第3部第2章の目的に照らして適用するのと同様に、この項の目的に照らして適用する。

- (5)<sup>(46)</sup> 当該アカデミーがアカデミースクールの場合には、関連する独立学校の基準は、当該学校に関して転換日に満たされたものとして取り扱う。
- (6) 「関連する独立学校の基準」とは、転換日に当該アカデミーに適用される独立学校の基準（2002年教育法第157条第(2)項の定義<sup>(47)</sup>による。）をいう。
- (7) 第(8)項は、当該学校が次の各号に該当する場合に適用する。
- (a) 1998年学校水準及び枠組法第69条第(3)項に基づく命令により、特定の宗教的性格を有する学校と指定された地方補助学校又は有志団体立学校であるとき。
- (b)<sup>(48)</sup> アカデミースクールに転換される予定であるとき。
- (8) 当該アカデミーは、転換日をもって、1998年学校水準及び枠組法第69条第(3)項に基づく命令により、前項の宗教的性格を有する独立学校と指定されたものとして取り扱うものとする。
- (9) アカデミー命令の結果として地方当局が学校の維持を終了する場合には、次のいかなる規定も適用しない。
- 1998年学校水準及び枠組法第30条<sup>(49)</sup>（学校を廃止する通知）
- 2006年教育及び監査法第15条から第17条まで<sup>(50)</sup>（学校の廃止のための手続）

#### 第7条 学校の剰余金の移転

- (1) この条は、次の各号に該当する場合に適用する。
- (a) アカデミー命令が、学校に関して効力を有すること。
- (b) 当該命令が、第3条に基づく申請を受けて発せられたこと。
- (c) 当該学校がアカデミーに転換される予定であること。
- (2) 所管の地方当局は、次の各号について決定しなければならない。
- (a) 当該転換日の直前に、当該学校が剰余金を有するか否か。
- (b) 当該学校が剰余金を有する場合には、その額
- (3) 所管の地方当局は、第(4)項に基づく規則の規定に従い、第(2)項(b)号に基づき決定された額を当該アカデミーの所有者に支払わなければならない。
- (4) 規則は、この条に基づく剰余金の額の決定及び支払に関連する規定を設けることができる。
- (5) 第(4)項に基づく規則は、特に次の各号の規定を含むことができる。
- (a) 第(2)項に基づく決定を当該所有者に知らせるよう所管の地方当局に義務付ける規定
- (b) 当該決定に関する審査を国務大臣に申請することを当該所有者に認める規定
- (c) 当該審査に関する手続及び国務大臣の権限に関する規定
- (d) 所管の地方当局が当該所有者に支払うことを義務付けられた額に関する当該審査の効力に関する規定（所有者による額の返戻又は所管の地方当局による追加の額の支払を義務付ける規定を含む。）
- (e) この条又は当該規則に基づき行うことを義務付けられ、又は認可されたことを行う

(46) 第(5)項の冒頭に、EA2011 Sch.13 para.3(4)(a)により、「当該アカデミーがアカデミースクールの場合には」が挿入された。

(47) EA2002§157(2)では、独立学校の基準は当面の間規則で定められることが規定されている。

(48) (b)項は、EA2011 Sch.13 para.3(5)により挿入された。

(49) SSFA1998§30は、学校の理事会から国務大臣及び地方当局への学校の廃止を申し出る規定である。

(50) EIA2006§§15-17は、公費維持学校の廃止の手続を定める。

## 期限に関する規定

(6)<sup>(51)</sup> この条の目的に照らして、次の各号に定めるとおりとし、第(9)項に従う。

- (a) 学校は、転換日の直前までに、地方当局から（1998年学校水準及び枠組法第50条その他に基づき）当該学校に関して当該学校理事会へ既に支給され、当該理事会又は当該学校長が費消していない額がある場合には、その時点で剰余金を有する。
- (b) 当該剰余金の額は、前号の額である。

この項は第(9)項に従う。

(7)<sup>(52)</sup> 第(6)項の目的に照らして、転換日の直前までに、学校に関して当該学校理事会へ既に支給された額は、当該転換日を含む資金調達期間に関連する再決定を考慮に入れて計算しなければならない。

(8) 第(7)項においては、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

「資金調達期間」とは、1998年学校水準及び枠組法第45条第(1B)項で定めるところによる。「関連する再決定」とは、同法第47条に基づく規則に従って求められる学校の予算配分の再決定をいう。

(9)<sup>(53)</sup> 当該学校が連合学校である場合には、次の各号に関する問題は規則に従って決定するものとする。

- (a) 当該学校が剰余金を有するか否か。
- (b) 当該学校が剰余金を有するときは、その額

#### 第8条<sup>(54)</sup> 移転計画：その他の財産、権利及び責任

(1) この条は、次の各号に該当する場合に適用する。

- (a) アカデミー命令が、学校に関して効力を有するとき。
- (b) 当該学校が、アカデミーに転換される予定であるとき。

(2)<sup>(55)</sup> 国務大臣は、次の各号に関して、計画（「移転計画」）を策定することができる。

- (a) 当該学校の目的のために、取得し又は引き受けた財産であって、地方当局又は当該学校の理事会が、当該学校の目的のために、使用し又は保持するもの
- (b) 当該学校の目的のために、取得し又は引き受けた、所管の地方当局又は当該理事会の権利及び責任（スタッフに関する権利及び責任を含む。）

(3)<sup>(56)</sup> 移転計画は、次の各号に関する規定を設けてはならない。

- (a) 不動産又は不動産に係る権利若しくは責任（附則第1を参照）
- (b) 第7条が適用される財産又は権利

(4)<sup>(57)</sup> 移転計画は、当該アカデミーの運営に関与する者に対する財産、権利及び責任の移転を定めることができる。

(5) 移転計画により、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- (a) 当該計画により移転される財産、権利又は責任に関して権利を与え、又は責任を課すこと。

(51) 第(6)項は、EA2011 § 57(4)(a)及び(b)により、次のように改められた。「地方当局から」の後に「当該学校に関して」を、最後に、「この項は第(9)項に従う。」を挿入する。

(52) 第(7)項中、EA2011 § 57(4)(c)により、「当該学校理事会へ」が「学校に関して当該学校理事会へ」に改められた。

(53) 第(9)項は、EA2011 § 57(4)(d)により挿入された。

(54) 第8条の表題は、EA2011 § 59(5)により改められた。

(55) 第(2)項は、EA2011 § 59(2)により改められた。

(56) 第(3)項から第(10)項中、EA2011 § 59(3)により、「財産の移転計画」が「移転計画」に改められた。

(57) 第(4)項中、EA2011 § 59(4)により、「当該アカデミーの所有者」が「当該アカデミーの運営に関与する者」に改められた。

- (b) 当該計画により移転された財産、権利又は責任に関連して、現在の所有者により又はこれに関して行われたことを、譲受者により又はこれに関して既に行われたとして取り扱われるべきとし、又は継続すべきものと定めること。
  - (c) 財産、権利及び責任を分配すること。
  - (d) 訴訟の継続に関する規定を設けること。
- (6) 移転計画により、次の各号に掲げるものを移転することができる。
- (a) 他の手段では移転することができない財産、権利及び責任
  - (b) 当該計画の策定後に取得した財産並びに発生した権利及び責任
- (7) 移転計画に基づく移転は、当該移転が効力を生じる前に、現在の所有者により又はこれに関して行われたことの有効性には影響しない。
- (8) 移転計画は、付随的、派生的、補足的及び経過的な規定を含むことができる。
- (9) この条において「現在の所有者」とは、計画により発効する移転計画が効力を生じる直前に、当該財産を保持し、又は権利若しくは責任が帰属する者をいう。
- (10) この項を別として、いかなる者の同意又は賛同を要するものであったとしても、移転計画に基づき行われる移転は、全ての者に対して拘束力を有する。

## アカデミー：その他の規定

### 第9条<sup>(58)</sup> 影響：新設の教育機関及び拡張された教育機関

- (1) この条は、国務大臣が、次の各号のいずれかに該当する教育機関に関して、アカデミー協定を締結するか否かを決定する場合に適用する。
- (a) 新設の教育機関
  - (b) 当該協定を締結した場合に、より広い範囲の年齢の児童生徒に教育を提供することとなる既存の教育機関
- (2) 国務大臣は、当該協定の締結が、当該機関が置かれるよう提案され、又は置かれている地域における公費維持学校、アカデミー、継続教育<sup>(59)</sup> 部門内の機関及びオルタナティブ教育の提供に対し与え得る影響を考慮に入れなければならない。
- (3) 次の各号に該当する教育機関は、この条にいう新設の教育機関とはしない。
- (a) 当該教育機関が廃止され、又は廃止される予定の一又は複数の公費維持学校、アカデミー又はシックス・フォーム・カレッジ<sup>(60)</sup> に置き換わる場合
  - (b) 当該教育機関が、置き換わる機関と同じ年齢層の者に教育を提供する場合（事情に応じ、複数の機関を統合して置き換えるときも同様とする。）
- (4) 「オルタナティブ教育の提供」とは、地方当局が1996年教育法第19条（児童生徒受入施設その他における教育の例外的な提供）に基づき講じた措置による教育の提供をいう。

### 第10条 協議：新設の教育機関及び拡張された教育機関

- (1) この条は、次の各号のいずれかに該当する教育機関に関して、個人がアカデミー協定を国務大臣と締結する前に適用する。

(58) 第9条及び第10条は、EA2011 § 60(1)及び(2)により改められた。

(59) 継続教育（further education）とは、義務教育後の多様な教育を指し、青少年や成人に対し職業教育を中心とする課程が提供されている。文部科学省 前掲注(9), pp.99-101.

(60) シックス・フォーム・カレッジ（sixth form college）とは、義務教育終了後の、大学受験を目指す者に2年間の課程を提供する教育機関である。同上, p.100.

- (a) 新設の教育機関であって、2006年教育及び監査法第7条（地方当局による誘致に応じて新たな学校を設立する提案）に基づく提案の対象となる新設の教育機関以外のもの
  - (b) 当該協定を締結した場合に、より広い範囲の年齢の児童生徒に教育を提供することとなる既存の教育機関
- (2) 当該者は、当該協定を締結すべきか否かに係る協議を実施しなければならない。
- (3) 当該協議においては、その実施者が適切と考える者の意見を求めなければならない。
- (4) 第9条第(3)項（新設の教育機関ではない場合）は、この条の目的に照らして適用する。

#### 第10A条<sup>(61)</sup> アカデミーへの寄宿料

- (1) この条は、次の各号に該当する場合に適用する。
- (a) アカデミー又はオルタナティブ教育アカデミーに登録された児童生徒が、当該アカデミーにおいて食事付寄宿の提供を受けていること。
  - (b) 当該児童生徒の地域の地方当局が、条件A又は条件Bを満たすと判断すること。
- (2) 条件Aは、当該児童生徒の年齢、能力及び適性並びに当該児童生徒が有し得る特別な教育ニーズに適した教育が、寄宿以外の方法では当該児童生徒に提供できない場合をいう。
- (3) 条件Bは、食事付寄宿に係る料金の総額の支払が、当該児童生徒の親に経済的困難をもたらし得る場合をいう。
- (4) 条件Aを満たすと当該当局が判断した場合には、当該当局は、食事付寄宿に係る料金の総額を、当該アカデミーの所有者に対して支払わなければならない。
- (5) 条件Bを満たすと当該当局が判断した場合には、当該当局は、当該児童生徒の親が経済的困難を回避するために必要と当該当局が認める額の、食事付寄宿に係る料金を、当該アカデミーの所有者に対して支払わなければならない。
- (6) 当該アカデミーの所有者は、当該児童生徒の親が本来支払うべき料金について、第(4)項又は第(5)項に基づく当該料金に係る地方当局からの支払に相当する額を免除しなければならない。

#### 第11条 年次報告書

- (1) 国務大臣は、学年度ごとに、次の各号についての情報を掲載した報告書を作成し、公表しなければならない。
- (a) 当該年度に締結したアカデミー協定
  - (b) 当該年度のアカデミーの業績（第(2)項を参照）
- (2) 報告書は、次の各号に従って国務大臣に提供されたアカデミーの業績に係る情報を含まなければならない。
- (a) 1996年教育法第537条<sup>(62)</sup>（情報を要求する国務大臣の権限）に基づいて制定された規則
  - (b) アカデミー協定
- (3) この条に基づく最初の報告書は、2010年8月1日に始まる学年度に関するものでなければならない。
- (4) 国務大臣は、この条に基づく各報告書の写し1部を議会に提出しなければならない。
- (5) この条において「学年度」とは、8月1日から始まる12月の期間をいう。

(61) 第10A条は、EA2011§61により挿入された。

(62) EA1996§537は、国務大臣が学校の理事会に対して情報提供を求めるために規則を制定できることを規定している。

## 第12条<sup>(63)</sup> アカデミー所有者のチャリティ及び信託法人の地位等

(1) 適格なアカデミー所有者はチャリティ<sup>(64)</sup>とする。

(1A)<sup>(65)</sup>第(1B)項に掲げる規定中「信託法人」の定義において、裁判所が個別の訴訟で受託者として指定した法人には、適格なアカデミー所有者を含む。

(1B)前項にいう規定とは、次の各号に掲げるものである。

- (a) 1925年定住地法<sup>(66)</sup>第117条第(1)項第(xxx)号
- (b) 1925年受託者法<sup>(67)</sup>第68条第(1)項第(18)号
- (c) 1925年財産権法<sup>(68)</sup>第205条第(1)項第(xxviii)号
- (d) 1925年不動産管理法<sup>(69)</sup>第55条第(1)項第(xxvi)号
- (e) 1981年上級裁判所法<sup>(70)</sup>第128条

(2) 「適格なアカデミー所有者」とは、次に掲げる法人をいう。

- (a) 保証有限責任である法人
- (b) 登記上の事務所がイングランド・ウェールズ<sup>(71)</sup>に置かれている法人
- (c) アカデミー協定に従って、アカデミーの所有者である法人
- (d) 通常定款又は基本定款に定める目的(又は複数定める場合には各目的)がチャリティ目的である法人

(3) 第(2)項及び2006年会社法<sup>(72)</sup>において用いられる文言の意義は、同項において、同法における意義と同一とする。

(4)<sup>(73)</sup> [削除]

## 第13条 アカデミー：不動産

附則第1(アカデミー：不動産)は、効力を有する。

## 第14条 アカデミー：改正

附則第2(アカデミー：改正)は、効力を有する。

## 一般規定

## 第15条 経過規定

(1) この条は、法律その他法的文書又は文書の条項における、施行日以降の時に関する規定に適用する。

(2) ただし、この条は、第1条から第8条まで及びこの条の規定には適用せず、かつ、この法律若しくはその他の法律により又はこれらに基づいて定められた、この条と異なる規定があるときは、それに従う。

---

(63) 第12条の表題中、EA2011 Sch.14 para.20(3)により、「チャリティ」の後に「及び信託法人」が挿入された。

(64) 一般にチャリティとは、貧困救済、教育振興、宗教活動の支援その他公益のために設けられる団体の総称である。文部科学省『諸外国の教育動向 2007年度版』(教育調査第141集)2008, p.62。

(65) 第(1A)項及び第(1B)項は、EA2011 Sch.14 para.20(2)により挿入された。

(66) Settled Land Act 1925 (c.18)

(67) Trustee Act 1925 (c.19)

(68) Law of Property Act 1925 (c.20)

(69) Administration of Estates Act 1925 (c.23)

(70) Senior Courts Act 1981(c.54)

(71) 原語は、England and Walesであるが、この場合は1つの法域を表すため、イングランド・ウェールズと訳出した。なお、連合王国(Great Britain)における法域は、イングランド・ウェールズ、スコットランド、北アイルランドで構成される。田中英夫『英米法総論 上』東京大学出版会、1980, pp.7-8。

(72) Companies Act 2006 (c.46)

(73) 第(4)項は、チャリティ法(Charities Act 2011 (c.25)) Sch.10により削除された。

- (3) アカデミー協定とは、1996年教育法第482条<sup>(74)</sup>に基づく合意を含むものとする。
- (4) アカデミーとは、シティ・テクノロジー・カレッジ及びシティ・芸術テクノロジー・カレッジ<sup>(75)</sup>を含むものとする。
- (5) 1996年教育法第482条に基づく合意とは、アカデミー協定であるか、又は(状況により)それを含むものとする。
- (6) アカデミーとされる学校に関して、1996年教育法第482条に基づく合意が法律の施行日直前までに有効であった場合には、当該合意はこの法律の第1条に基づくアカデミー合意として取り扱う。
- (7) シティ・テクノロジー・カレッジ又はシティ・芸術テクノロジー・カレッジとされる学校に関して、1996年教育法第482条に基づく合意が法律の施行日直前までに有効であった場合には、第(8)項及び第(9)項を適用する。
- (8) 学校の所有者及び国務大臣が合意した場合には、次の各号に掲げるとおりとする。
- (a) 1996年教育法第482条に基づく合意は、この法律の第1条に基づくアカデミー合意として取り扱う。
- (b) 当該学校は、これに応じてアカデミーとする。
- (9) その他のあらゆる場合には、1996年教育法第482条に基づく合意は、この法律による次の各号のいずれかに掲げる規定の廃止にかかわらず、継続して運用する。
- (a) 1996年教育法第482条第(1)項から第(5)項まで<sup>(76)</sup>
- (b) 2002年教育法第68条<sup>(77)</sup>
- (10) この条において「施行日」とは、第1条が施行される日をいう。

#### 第16条 施行前の適用等

- (1) 施行日前にイングランドの公費維持学校の理事会が国務大臣に対して行った申請が、当該日以降に行われたと仮定した場合において、当該申請が第3条に基づく申請に該当するとされるときは、第(2)項を適用する。
- (2) 当該申請は、第3条に基づく申請として取り扱う。
- (3) 施行日前において、次の各号の条件を満たす場合には、第(4)項を適用する。
- (a) 方策が、財団を有する地方補助学校又は有志団体立学校の理事会によりとられたこと。
- (b) 第3条が施行されていたと仮定した場合において、当該方策が第3条第(3)項(財団の協議)の要件を満たすとされること。
- (4) 当該方策は、第3条第(3)項の要件を満たすものとして取り扱う。
- (5) 施行日前において、次の各号の条件を満たす場合には、第(6)項を適用する。
- (a) 理事会による申請への同意が得られたこと。
- (b) 第3条が施行されていたと仮定した場合において、当該同意が第3条第(4)項(評議員及び財団理事を任命した者の同意)の要件を満たすとされること。
- (6) 当該同意は、第3条第(4)項の要件を満たすものとして取り扱う。

(74) EA1996§482では、シティ・テクノロジー・カレッジ及びシティ・芸術テクノロジー・カレッジ(後掲注(75)参照)に関する合意を規定している。

(75) シティ・テクノロジー・カレッジ(city technology college)及びシティ・芸術テクノロジー・カレッジ(city college for the technology of the arts)は、1988年教育改革法(Education Reform Act 1988(c.40))§105により設置が規定された。いずれも、国からの補助金によって運営される、12歳から18歳までの生徒を対象とする学校である。特定分野の教育を重視し、前者は科学技術分野、後者は芸能・創造的芸術分野(performing and creative art)に重点を置く。

(76) 附則第2第4条(Sch.2§4)に、EA1996§482(1)-(5)を削除する規定がある。

(77) 附則第2第14条(Sch.2§14)に、EA2002§68を廃止する規定がある。

(7) この条において「施行日」とは、第3条が施行される日をいう。

## 第17条 法律の解釈

(1) この法律において、次に掲げる用語<sup>(78)</sup>の意義は、それぞれに定めるところによる。

「EA 1996」とは、1996年教育法をいう。

「SSFA 1998」とは、1998年学校水準及び枠組法をいう。

「EA 2002」とは、2002年教育法をいう。

「EA 2005」とは、2005年教育法をいう。

「EIA 2006」とは、2006年教育及び監査法をいう。

「ASCLA 2009」とは、2009年養成訓練、技能、子ども及び学習法<sup>(79)</sup>をいう。

「CSFA 2010」とは、2010年子ども、学校及び家庭法<sup>(80)</sup>をいう。

(2)<sup>(81)</sup> この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

「当該アカデミー」の意義は、アカデミー命令が発令されている場合には、第6条第(2)項に定めるところによる。

「転換日」の意義は、第6条第(2)項に定めるところによる。

「連合学校」の意義は、2002年教育法第24条第(2)項に定めるところによる。

公費維持学校に関しては、「所管の地方当局」とは、当該学校を維持する機関をいう。

「公費維持学校」とは、次の各号に掲げるいずれかの学校をいう。

(a) 公立学校、地方補助学校又は有志団体立学校

(b) 公立特別学校又は地方補助特別学校

(3) 第4条第(3)項（公費維持学校がアカデミーに「転換された」とき）は、この法律の目的に照らして適用する。

(4) 1996年教育法並びにこの法律の第1条から第13条まで、第15条及び第16条は、これらの条が1996年教育法に含まれているものとする。

(5) 特に必要がない限り、この法律において、次の各号に掲げる学校については、1998年学校水準及び枠組法における意義に従う。

(a) 公立学校、地方補助学校又は有志団体立学校

(b) 公立特別学校又は地方補助特別学校

## 第18条 適用

(1) この法律は、第(2)項に定める場合を除き、イングランド及びウェールズ<sup>(82)</sup>にのみ適用される。

(2) この法律による改正又は廃止は、当該改正又は廃止に係る規定と同様の適用範囲を有する。

## 第19条 施行

(1) 第15条から第20条までは、この法律が成立した日から施行する。

(2) この法律のその他の規定については、国务大臣が委任立法による命令により定める日

---

(78) この翻訳においては、原文において法律名を短縮形で表記しているところを、全て正式名称で表記してきたが、この項目は例外的に原文のとおり短縮形で表記している。

(79) Apprenticeships, Skills, Children and Learning Act 2009 (c.22)

(80) Children, Schools and Families Act 2010 (c.26)

(81) 第(2)項は、EA2011 §57(5)により次のように改められた。「転換日」の「意義を示す一文」後に、「「連合学校」の意義は、2002年教育法第24条第(2)項に定めるところによる。」を挿入する。

(82) ウェールズに関しては、法律の実施に当たり必要な、施行規則や命令等の委任立法（Statutory instrument）制定権限がウェールズ議会に委譲されているが、2017年8月31日現在、ウェールズにおいて委任立法は制定されていない。

から施行する。

(3) 第(2)項に基づく命令は、次の各号に掲げる事項を定めることができる。

(a) 異なる目的又は異なる地域ごとの、異なる規定

(b) 付随的、派生的、補足的、経過の又は一時的な規定又は留保

#### 第20条 略称

(1) この法律は、2010年アカデミー法と引用することができる。

(2) この法律は、1996年教育法第578条に掲げる教育関係法の一覧に含まれるものとする。

(はらだ けいこ)